

仕 様 書

- 1 件 名 (仮称) 多世代共生型施設機械警備業務
- 2 警備目的 警備業法、公安委員会規則その他法令を遵守し、対象物件における不法侵入、盗難その他の異常事態の発生を未然に防止し、もって施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。
- 3 対象施設 名 称 (仮称) 多世代共生型施設
所在地：三重県桑名市大字星川字堂ヶ峰 2 2 3 9 番 1
備 考：令和 4 年 3 月竣工予定
- 4 契約期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 工事期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 6 業務内容
 - (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
 - (2) 警備業務対象施設の異常発見、通報及び緊急措置
 - (3) 火災の早期発見と初期消火の対処
 - (4) 盗難の早期発見と措置
 - (5) 警備業務用機械装置の正常動作確認、監視及び異常発生時の措置
 - (6) 警備業務用機械装置の点検・操作
- 7 機械警備システム（警報装置）の仕様について
 - (1) 設置する機械警備のセキュリティキー（機械警備の開始、解除）において、偽造・模倣出来ない安全性の高いカードとし、他のシステムと連携出来るよう FeliCa、MIFARE 機能等を有するセキュリティキーを作成できるシステムとすること。
 - (2) 室内に設置されている各種防犯センサーのうち、人体感知器については、概ね防犯区域全体を監視できるもので、第三者が事前に監視エリア認識することができないよう、感知ランプ等で点灯が無いものを使用すること。
 - (3) 屋外の目立つ箇所に、点滅若しくは点灯する事により異常の発生を周囲の人へ知らせることができるライトを設置すること。
 - (4) 警備信号等の通信用回線はないので、受注者側で手配すること。又、それに伴う費用は、受注者が負担すること。
 - (5) 警備装置自体に異常が発生した際は、その異常等の信号を送信可能なものとする。又、配線の断線・短絡が発生した際も同様に異常信号が送信可能であること。
 - (6) 警備の開始時刻・終了時刻の履歴については、インターネットを通じて確認できるもの、またはその都度受注者へ依頼し書面にて確認出来るものとする。
 - (7) 機械警備設備機器等の取付箇所（数量含む）は、別紙配置図、平面図及び別記を参考に設計し、本会の承認を得ること。
- 8 警備体制
 - (1) 警報装置により、異常が通報された際は、早急に警備員を急行させ、被害の拡大防止にあたるよう、桑名市内に緊急発進拠点を有すること。又、警備

員が異常事態を確認後、必要に応じて関係機関へ通報・連絡できる体制が整備されていること。

(2) 定期的に、機械警備業務の業務別教育を行っていること。

9 機器の保守点検

(1) 設置された機器の機能については、受注者は常に正常に機能することができるように保守点検を行うものとする。

(2) 通常使用にて機器が故障・破損した場合は受注者の負担にて修理・交換を行うこと。

10 機器の設置工事

本業務にかかる機器設置工事は、契約期間の開始までに行い、工事内容及び日程については、発注者並びに施設工事施工者と連絡を密にし、別途調整すること。

11 支払条件

(1) 買取機器に係る費用及び機器設置に係る費用

検収後、請求書を受領した日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(2) 委託料

毎年度、4月から9月分までの委託料は10月末日までに、10月から3月分までの委託料は4月末日までに支払うものとする。

12 業務の引継等

契約期間満了をもって受託業者が変更となる場合、受託業者は無償で機器を撤去し原状回復すること。

13. その他

(1) 配線・配管の納まりについて、新施設（平面図等参照）のため、意匠的に配慮したものとし、露出配管・配線はない形で工事を行うこと。

(2) 設置工事等その他事項で不都合が発生した場合は、上記 10 同様に協議の上、工事を行うものとする。

以上